

〔論 説〕

契約の解釈と契約法理論 (1)

北 山 修 悟

序 章

第1章 民法（債権法）改正の審議過程での議論

第1節 先駆的作業としての「基本方針」

第2節 中間試案の作成までの議論 (以上本号)

第3節 中間試案の公表後の議論

第4節 部会審議の回顧と評価

第2章 契約解釈に関するわが国の学説の到達点と課題

第3章 契約の解釈と契約法の基礎理論との関係

結 章

序 章

1. 契約をめぐる裁判においてしばしば見られるのが、契約書中のある条項の解釈をめぐる当事者間での紛争である。その種の紛争において最高裁が、問題となった契約条項の趣旨について「当事者の意思を合理的に解釈」し、その結果として、当該条項を素直に読んだときの意味とは異なる意味を導き出すことが、従来からしばしば見受けられる。しかし、最判平成22年10月14日判時2097号34頁は、そこからさらに一步進んで、当事者意思の合理的解釈に基づき一定の結論を示すにあたって、当事者の一方が当該契約条項の趣旨をその最高裁の導き出した結論と別個の趣旨にとらえていたことは、その結論を左右するものではない、と断じた。となる

と、その結論は「当事者の意思」の解釈から導き出されたものと言ってよいのか、また、契約の拘束力の根拠は当該契約を締結した当事者の意思にあるとする「私的自治の原則」に反することになるのではないか、という疑問が生じてくる。

本稿は、この判決を最初の出発点とし、かつ、最終的な検討対象としながら、裁判所が行う契約の合理的解釈とはどのような作業であるのか、そこで行なわれている作業の背後で機能している契約法理論は——それが存在するとして——どのようなものであるのか／どのようなものであるべきか、を探究することを目的とするものである。そして、その探究の途中経過として、上掲の平成 22 年判決の内容をうまく説明できるような契約解釈論が果たして現在の契約法学において確立されているのかどうかにつき、今般の民法（債権関係）改正における契約の解釈に関する新設規定案がどの程度に実践的な意義を有し得るものであったかを検証し（第 1 章）、これまでのわが国における契約の解釈に関する学説上の到達点とそこに残された課題は何かを考察し（第 2 章）、さらに、契約解釈理論が契約法の基礎理論（ないしは契約観）とどのように関わってくるのかを明らかにする（第 3 章）、という 3 つの課題を設定して、最終的な結論に辿りつこうとするものである。

2. まずは上掲最判平成 22 年 10 月 14 日判時 2097 号 34 頁の内容を確認しておく。

(1) 事実の概要及び判決要旨

① 事実関係は、以下のとおりである。

(a) A は、指名競争入札により、一部事務組合である東部地域広域水道企業団から浄水場内の監視設備工事を請け負った。そして、その工事のうちの監視設備機器（以下「本件機器」という）の製造等につき、A は B に対し、B は C に対し、C は D に対し、D は Y に対し、Y は X に対し、順次これを発注し、それぞれ請負契約が締結された。

(b) ところで、Y と X との間で本件機器の製造等につき請負契約（以下「本件請負契約」という）が締結されるに至った経緯は、次のとおりであった。

すなわち、A は、X からの働きかけに応じ、本件機器の製造等を X に行わせることにした。もっとも、X も A と共に上記の指名競争入札に参加した関係にあったことから、A が直接 X に対して発注するのではなく、

その子会社または関係会社を介在させて発注することとなり、Cが、Aから介在させる会社の選択等を任された。Cは、Yに対し、受注先からの入金が必要ならば発注先に請負代金の支払はしない旨の入金リンクという特約を付するからYにリスクはないとの説明をして、本件機器の製造等を受注して他社に発注することを打診した。Yは、帳簿上の売上高を伸ばし、山梨県で行う経営事項審査の点数を増加させて、公共団体等から大規模な工事を受注する可能性を増大させることなどを目的として、本件機器の製造等を受注することにした。

そして、Aは、Xに対する発注者をYとすることをXに打診した。Xは、Yの与信調査を行った上で、Aに対し、これを応諾する旨を回答し、XとYとの間で、本件請負契約が締結されるに至った。なお、本件代金額とDとYとの間で締結された請負契約における請負代金額は、同額であった。

(c) XとYとは、本件請負契約の締結に際し、「支払条件」欄中の「支払基準」欄に「毎月20日締切翌月15日支払」との記載に続けて「入金リンクとする」との記載（以下「本件入金リンク条項」という）がある注文書と請書とを取り交わして、Yが本件機器の製造等に係る請負代金をXに対して支払うことを合意した。

そして、Xは、本件機器を完成させ、本件請負契約において合意されたところに従い、本件機器をAに引渡した。AはBに本件機器の製造等に係る請負代金を支払い、BはCに請負代金を支払った。

(d) ところが、Cが、破産手続開始の決定を受け、そのため、Yは、Cから本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けられなくなったので、Xへの請負代金を支払わなかった。そこで、XがYに対して、請負代金3億1500万円の支払いを請求した。

② 原審（東京高判平成21年2月25日金判1357号17頁）は、次のとおり判断して、Xの請求を棄却した。

すなわち、Yは、Cからの説明により、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものにとらえていた。他方、Xも、Yを相手方として本件請負契約を締結してはいるものの、本件機器の製造等に係る打合せ、引渡し状況等に照らせば、実質的には、Aから支払われる本件機器の製造等に係る請負代金を通過させる役割を期待し

ていたにすぎなかったというべきである。したがって、本件入金リンク条項は、本件代金の支払につき、Yが本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けることを停止条件とする旨を定めたものと解するのが相当であって、上記条件は成就していないから、Xの主位的請求は理由がない。

これに対してXが上告受理申し立てをした(なお、1審および原審では、Xは、AがYの債務を保証したと主張して、Aに対しても請負代金と同額の支払を請求し、また、予備的請求として、YおよびAに対して、不法行為に基づく損害賠償の請求をしていたが、1審・原審ともにこれらの請求は棄却しており、上告受理申し立てに際しては、Aに対する請求は受理されず、Yに対する不法行為に基づく請求は上告受理の決定において排除されている)。

③ 最高裁第一小法廷は、原審判決を破棄し、原審に差戻しをした。判決の要旨は、以下のとおりである。

「本件請負契約が有償双務契約であることは明らかであるところ、一般に、下請負人が、自らは現実に仕事を完成させ、引渡しを完了したにもかかわらず、自らに対する注文者である請負人が注文者から請負代金の支払を受けられない場合には、自らも請負代金の支払が受けられないなどという合意をすることは、通常は想定し難いものというほかはない。特に、本件請負契約は、代金額が3億1500万円と高額であるところ、一部事務組合である東部地域広域水道企業団を発注者とする公共事業に係るものであって、浄水場内の監視設備工事の発注者である同企業団からの請負代金の支払は確実であったことからすれば、XとYとの間においては、同工事の請負人であるAから同工事の一部をなす本件機器の製造等を順次請け負った各下請負人に対する請負代金の支払も順次確実に行われることを予定して、本件請負契約が締結されたものとみるのが相当であって、Xが、自らの契約上の債務を履行したにもかかわらず、Yにおいて上記請負代金の支払を受けられない場合には、自らもまた本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは到底解し難い。

したがって、XとYとが、本件請負契約の締結に際して、本件入金リンク条項のある注文書と請書とを取り交わし、Yが本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けた後にXに対して本件代金を支払う旨を合意したとしても、有償双務契約である本件請負契約の性質に即して、当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件代金の支払につき、Yが上記支払を

受けることを停止条件とする旨を定めたものとはいえず、本件請負契約においては、Yが上記請負代金の支払を受けたときは、その時点で本件代金の支払期限が到来すること、また、Yが上記支払を受ける見込みがなくなったときは、その時点で本件代金の支払期限が到来することが合意されたものと解するのが相当である。Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものにとらえていたことは、上記判断を左右するものではない。」

以上のように判示して、最高裁第一小法廷は、支払期限の到来等につき更に審理を尽くさせるため、事件を原審に差し戻した。

(2) 本判決についての評釈類

本判決については、少なからぬ判例評釈及び本判決を素材とした論稿が存在する。しかし、本判決において示された契約解釈の方法やその是非について意識的に論じているものは、その半数ほどである⁽¹⁾。各評釈についての検討は本稿の「結章」部分に回すとして、ここでは、原審と最高裁での入金リンク条項についての解釈の仕方の相違点を検討している評釈⁽²⁾のみを紹介しておくにとどめる。

同評釈は、まず、原審判決と最高裁判決を比較して、次のように述べる。すなわち、「原判決は、Yだけでなく、Xも本件入金リンク条項を条件にとらえていたことを、詳細にわたり認定している。これに対し、最高裁判決は、Yが本件条項を条件にとらえていたことは、本件条項を期限であるとした判断を左右するものではないとして一蹴しているだけでなく、(Yだけでなく、Xも含む)『当事者の意思を合理的に解釈すれば』、本件入金リンク条項は期限を定めたものと解すべきであるとした。ここにいう契約の解釈とは、狭義の解釈か、契約の補充ないし修正なのか。狭義の解釈ならば、表示の客観的な意味を問うだけでなく、当事者の主観的な意思が一致していれば、それに従うべきこととなり、Yだけでなく、Xが契約条項をどのようにとらえていたかを探究すべきこととなる。原判決は、こ

(1) このこと自体について、多分に問題があると思われる。最高裁による入金リンク条項の解釈方法の内在的理解の探求を回避して、本判決の結論の当否のみを具体的事案の検討という視点から論じることは容易であろうが、それでは判決の十分な評価にはならないであろう。

(2) 新堂明子「判批」判時2123号148頁である。

のような過程を経て、条項が条件であるとする判断に至ったのであろう。他方、最高裁判決は、狭義の解釈のレベルで、『入金された場合、支払う』旨の客観的な意味を追究したものと、あるいは、『入金された場合』についての合意はあるが『入金されなかった場合』についての合意はないとして、契約を補充したものと、とらえることができる。さらにいえば、本件の具体的な事情のもとでの狭義の解釈の結果、本件入金リンク条項は条件と解釈せざるをえないが、しかしそれは不当なので、契約の修正という名のもとに、不当条項規制をしているといっている言い過ぎであろうか。最高裁判決が『当事者の意思を合理的に解釈すれば』と述べている点からみると、狭義の解釈か、契約の補充ないし修正かはともかく、原判決とは明らかに異なる方法による解釈であることがわかる(同評釈 151 頁)。そして、「本件では、注文者、元請負人、下請負人、孫請負人とつづく通常の契約の連鎖ではなく、A が実質的な注文者、X が実質的な請負人、他方、B、C、D、Y はまったく仕事を行わない、しかも、Y は口銭すら稼がない、完全な導管でしかなかったことを指摘しておきたい。彼らに担わされた役割は、入札談合との疑いを招かないようにすることだけであり、彼らに求められた機能は、ただただ自分自身が倒産しないことだけである、特殊な契約の連鎖であったと評価することができる。そのような特殊な契約の連鎖の中で、彼らに求められた機能以上のことを求めようとするのであれば、すなわち、契約の連鎖の中で誰かが不払いしないし倒産をするリスクを負わせることを望むのであれば、そのことは契約に明確に盛り込まれるべきである」とする(同 151 頁)。

そして、事案に即した実質論的な観点から、「本件入金リンク条項により実際に取引されたものは、意思表示でなく動機のレベルにとどまろうが、X にとっては入札談合との疑いを避けることであり、Y にとっては帳簿上の売上高を伸ばし、山梨県の行なう経営事項審査の点数を増加させて大きな工事の受注可能性を増大させる等々であった。また、Y が口銭を受領するなら格別、そうでない本件においては、Y より上位者の不払いしないし倒産のリスクを Y へと移転することまで取引されていない。すなわち、本件請負契約は、通常の請負契約が有償双務契約であるとされる意味における有償双務契約であったということはできない。抽象論としては本判決に異論の余地はないものの、本件の具体的な事情からみて本判決には違和感をおぼえざるをえない」とし、「本件入金リンク条項を解釈するには、

本件請負契約だけを取り出し、有償か無償かにより判断するだけでは不十分であり、契約の連鎖の中の入金リンク条項という視点を入れて考える必要がある」としている（同151頁）。

この評釈のように、本判決については、入金リンク条項の解釈方法論と実質論との2つの側面から検討することが必要であろう。しかし、このような2側面からの評価を余儀なくさせるような判決について、それが「判例の予測可能性」を担保していると言えるであろうか。すなわち、最高裁は、今後の同種の紛争の解決に資するように、当該条項についての「合理的な解釈」の過程や考慮要素を、もっと丁寧に説明すべきではなかったか。しかしまた、そのような作業の前提となる契約解釈の準則が、いったい現時点において——学説においても——存在しているだろうか、ということが疑問として出てくる。これらの疑問が、本稿の出発点である。

第1章 民法（債権法）改正の審議過程での議論

現行の民法典には、「契約の解釈」に関する明確な規定は存在しない。そして、今般の民法（債権法）改正法案の審議の過程では、この「契約の解釈」に関する条文規定を新たに設けることが検討された。結論から言えば、条文の新規設置は見送られたが、しかし、そこでどのような議論が行われたのかを確認することには、次の3つの観点から意義がある。第1に、なぜ規定の新設が見送られたのか、という立法論的および実践的な観点、第2に、学者主導で提唱された条文化に対して、裁判所や経済界がどのような反応を見せたか、という法社会学的な観点、第3に、議論の背後にあった契約解釈の方法に関するわが国の民法学説が、どの程度まで一致した到達点を示し得ていたのか、という学問的観点、である。

以下では、やや冗長になり過ぎる感もあるが、できるだけ要点に絞って、「契約の解釈」に関する条文規定の新設に関する法制審議会民法（債権関係）部会での審議の経過をたどっていきたい。

第1節 先駆的作業としての「基本方針」

学者有志から成る「民法（債権法）改正検討委員会」が、2006年10月から2009年3月にかけて、法務省法制審議会民法（債権関係）部会での審議に先駆けて、同審議会での議論の叩き台とするべく、「債権法改正の基本方針」（以下「基本方針」という）を作成し公表している⁽³⁾。その第

3編第1部第1章第3節第1款「契約の解釈」において、次のような規定の明文化が提案されている。

【3.1.1.40】 (本来的解釈)

契約は、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.41】 (規範的解釈)

契約は、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情のもとにおいて合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.42】 (補充的解釈)

【3.1.1.40】 および **【3.1.1.41】** により、契約の内容を確定できない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときには、それに従って解釈されなければならない。

これら規定案は、第2準備会に所属していた山本敬三委員の自説が多分に盛り込まれたものとなっており、(本稿での検討の内容を先取りすることになるが)それは必ずしも現在の学説の到達点と一致するものではなかった。しかし、上記各規定についての議論においては、他の委員からはさほどの批判は提起されていない⁽⁴⁾。そして、これが後の法制審議会の部会審議での検討の実質的な叩き台となる。

なお、ここでは、近時の教科書や体系書では、契約の解釈について通常は「狭義の解釈」「補充的解釈」「修正的解釈」の3つが挙げられることが多いが、上記提案では「本来的解釈」「規範的解釈」「補充的解釈」という規定の立て方になっていること、及び、**【3.1.1.40】** (本来的解釈)と**【3.1.1.41】**

(3) その成果は、『詳解債権法改正の基本方針』第1巻から第5巻までとして、商事法務から出版されている。また、インターネットでホームページ (<http://shojihomu.or.jp/saikenhou/shingiroku/index.html>) が開設されており、ここでは議事録も含めた詳細な資料が公表されている。

(4) 2007年12月25日に開かれた第4回全体会議の議事録を読むと、これらの規定の具体的な内容に対する批判は、それほど提起されていない。ただし、**【3.1.1.41】** (規範的解釈) の原案である「提案31」につき、森田修委員から、「合理性」の判断において、それを「通常人」ではなく「当事者」を基準とすることによって、フィクション性が強められることになるのではないか、という批判的意見が提出されている。詳細は、第4回全体会議議事録86頁以下を参照。

(規範的解釈)の解説中に挙げられている例が、いずれも契約の成立・不成立が問題となる場面の例になっていることに留意しておきたい⁽⁵⁾。

第2節 中間試案の作成までの議論

次に、法制審議会民法(債権関係)部会での審議の具体的な内容を見ていきたい。以下では、便宜上、平成25年2月26日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」の作成までの段階と、その公表後の段階との2段階に分けて、検討を進める。そして、法務省ホームページ上で公開されている資料を抜粋または要約するかたちで、内容としては契約の解釈に関する「基本原則」の設置の是非とその規定内容に関する議論に焦点を絞って、その審議過程をたどっていく。

1. 第19回会議(平成22年11月30日)

契約の解釈について最初の検討がなされたのは、第19回会議においてである。この会議は、次に掲げるような部会資料19-2をもとに、審議がなされている。

(1) 部会資料19-2「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(14詳細版)」

1 総論(契約の解釈に関する原則を明文化することの要否)

契約の解釈は、契約関係に基づく当事者間の法律関係を確定するために不可欠の作業としての重要性が指摘されているが、民法は、契約の解釈を直接扱った規定を設けていない。しかし、旧民法(明示23年法律第28号)は契約の解釈に関する規定を設けており、諸外国の立法例にもこれを設ける例が多い。これらを踏まえ、民法に契約の解釈に関する規定を設けるべきであるとの考え方があるが、どのように考えるか(40頁)⁽⁶⁾。

2 契約の解釈に関する基本原則

契約の解釈に関する基本的な原則として、狭義の解釈(当事者によって表示されたところの意味を明らかにする解釈)について、契約は当事者の共通の意思に従って解釈しなければならないこと、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情の下において合理的に考えるならば理解したで

(5) 民法(債権法)改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ』(商事法務、2009年)150-156頁参照。

(6) 法務省ホームページに掲載されている同部会資料(PDF版)のページを示す。以下も同様。

あろう意味に従って解釈されなければならないことを条文上明示すべきであるとの考え方が提示されている。

また、補充的解釈（当事者が表示していない事項について法律行為を補充する解釈）について、当事者が合意したと考えられる内容が確定できるときは、その合意内容に従って契約を解釈しなければならないとの規定を設けるべきであるとの考え方が示されている。

これらの考え方について、どのように考えるか（48頁）。

（補足説明）

1 当事者が表示に与えた意味が合致している場合の契約解釈

契約の解釈に関する伝統的通説とされる立場によれば、契約の解釈を含む法律行為の解釈は、内心的効果意思を探求することではなく、表示行為の有する客観的意味を明らかにすることであるとされてきた（客観的解釈説）。このような立場によれば、内心的効果意思は、法律行為の効力の有無を左右することがあるだけで、法律行為の内容に影響を与えることはないとされる。これに対し、現在では、表示に当事者が付与した意味が合致している場合には、その客観的意味にかかわらず当事者の一致した意思に従って解釈すべきであるとの見解（共通意思優先説）が支配的である。以上を踏まえ、契約は当事者の共通の意思に従って解釈しなければならないことを条文上明確にし、当事者が表示に付与した意味が合致している場合には、表示の客観的な意味にかかわらず、当事者の付与した意味どおりに解釈すべきことを明らかにすべきであるとの考え方が示されているが、どのように考えるか（48-49頁）。

2 当事者が表示に与えた意味が合致していない場合の契約解釈

表示に当事者が付与した意味が合致している場合に共通意思優先説を採用する立場からも、表示に当事者が付与した意味が合致していない場合には客観的解釈説を採用すべきであるとの見解が主張されている。もっとも、客観的意味をどのような基準で確定するかについてはさらに争いがあり、一般社会にとっての理解や通常人の合理的理解を標準とすべきであるとの見解のほか、表示行為が相手方に向けられていることに着目して、意思表示の相手方が当該事情の下において通常理解すると認められる内容がここにいう客観的意味であるとする見解が主張されている。これに対し、契約の両当事者とも付与していなかった意味が「客観的意味」の名の下に契約内容になるのは適当でないとして、表示に付与した意味が両当事者で異なる場合は、両当事者がそれぞれ表示に付与した意味のうちいずれが正当であるかに従って契約の意味を確定すべきであるとの見解も主張されている（意味付与比較説）。以上のように

な学説状況を踏まえ、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情の下において合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならないことを条文中明示すべきであるとの考え方が提示されている。この考え方は、表示行為の客観的意味を明らかにするという客観的解釈説を基礎としながら、当事者に視座を据えて、当該当事者が当該事情の下で合理的に考えるならばその表示行為をどのように理解するかを基準として契約を解釈するものであると説明されている。このような考え方について、どのように考えるか（49頁）。

3 補充的契約解釈

法律行為の中で当事者が特に定めなかった部分が問題となった場合には、裁判所がこの部分を補充する必要がある。このような作業は、補充的解釈と呼ばれている。学説上、補充的契約解釈に当たっては、慣習、任意規定、条理の順で基準とすべきであるとの見解が支配的であったが、現在では、契約が私的自治を実現するための手段であることから、できるだけ当事者の意図に近い解決が図られるように、当事者が補充するとしたらどのように補充したかを検討し、このような仮定的意思が明らかになるのであればそれを最も優先すべきであるとの見解が有力に主張されている。これを踏まえ、補充的契約解釈について、契約の内容を確定できない事項が残る場合には、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときは、その合意内容に従って契約を解釈しなければならないとの規定を設けるべきであるとの考え方が示されているが、どのように考えるか（49-50頁）⁽⁷⁾。

-
- (7) この部会資料 19-2 には、詳細な比較法資料が付されている。そのうちの、典型的かつ参考となる（と本稿の筆者が考える）主要な規定例を抜粋しておく。フランス民法 1156 条 合意においては、その文言の字義に拘泥するよりもむしろ、契約当事者の共通の意図がどのようなものであったかを探究しなければならない。

フランス民法改正草案（司法省草案（2008年7月版））

第 152 条① 契約は、条項の文言どおりの意味に基づいてというよりもむしろ、当事者の共通の意図に基づいて、解釈される。

② 当事者の共通の意図を見つけだすことができないとき、契約は、同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味に基づいて、解釈される。

第 153 条① 契約のすべての条項は、それぞれに行為全体の一貫性を尊重した意味を与えるように、相互に解釈される。

② 複数の契約が形成する契約の統合体 ensemble contractuel において、相互依存的な契約は、それらの契約が命じられている作用に応じて、解釈される。

ヨーロッパ契約法原則

(2) 第19回会議議事の概要⁽⁸⁾

この日の会議では、そもそも契約解釈に関する規定を設けるべきかどうか为中心的なテーマとなった。

まず規定を設けることに肯定的な意見を挙げる。

沖野発言 「これまでの議論〔注：法制審議会民法（債権関係）部会での他の諸問題を扱った議論〕の中でしばしば「それは契約の解釈の問題で

5:101 条（解釈の一般的準則）

- (1) 契約は、文言の字義と異なるときであっても、両当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 当事者の一方が契約に特別の意味を与える意思を有していたこと、および、相手方が契約締結時にその意思を知らずにいることなどありえなかったことが証明されたときは、契約は、その当事者の意思に従って解釈されなければならない。
- (3) 1項または2項によって意思を証明することができないときは、契約は、両当事者と同種の合理的な者であれば同じ状況の下で与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

5:102 条（考慮すべき事情）

契約を解釈するにあたっては、とりわけ、次の各号に掲げる事情を考慮しなければならない。

- (a) 契約が締結された際の諸事情。契約準備段階における交渉を含む。
- (b) 当事者の行為。契約締結後の行為も含む。
- (c) 契約の性質および目的。
- (d) 両当事者が類似の条項に対してかつて与えていた解釈、および両当事者間で確立されている慣行。
- (e) 当該活動分野において条項および表現に対し一般に与えられている意味、ならびに類似の条項に対してすでに得られた解釈。
- (f) 慣習。
- (g) 信義誠実および公正取引。（部会資料19-2）

多くの立法例（モデル法や改正法案を含む）に共通する規定として、フランス民法1156条がある。また、比較法的に典型的かつ「漏れ」の少ないものとして、ヨーロッパ契約法原則が挙げられよう。なお、フランス民法改正草案（司法省草案（2008年7月版））の第153条②は、序章に掲げた「入金リンク条項」事件判決を検討するための手がかりとなるように思われる。

- (8) 法務省ホームページに掲載された議事録（PDF版）による。また、以下の各委員の発言については便宜上「」（カギ括弧）を付しているが、これは、発言そのままを抜粋したのではなく、該当部分の発言から不要な分節を（その発言の趣旨を変更しないように注意しながら）削除し、口語調を文語調に改めたものである。以下においても同じである。

ある」とされている。このように、契約の解釈という作業が極めて重要であるということは共通の認識になっていると思われる。しかしそれだけ重要な作業が、一体どのような作業であって、どのような基本的な考え方に基づいて行すべきものなのかについて、法典が沈黙しているというのは決して望ましくないであり、契約の解釈についてはやはり規定を設けることを考えるべきだと思う。(中略) 契約の解釈ということ自体が非常に多義的であるし、また法律行為の解釈という形で論じられたり、あるいは契約の解釈という形で論じられたり、いろいろなことがはっきりしないという面がある。(中略) 契約の解釈という作業を、慣習や任意規定の適用等との関係でどういう作業として作業領域を確定していくのかという非常に基本的なことからしても多義的な言葉遣いがある。したがって、規定を置いて明確にすべきだろうと思う」(49-50頁)。

山本(敬) 発言 「契約は当事者が自らの法律関係を形成するために行うものだと考えると、当事者の意思が一致していれば、その共通の意思を基準とすべきだということになるし、当事者の意思が一致していない場合でも、契約は当事者が自らの法律関係を形成するために行うものであるから、やはり表示の一般的な意味ではなくて、その契約の当事者がどのように理解し、また理解すべきだったかという基準によることが、契約制度の趣旨に合致する。そして、同じ考え方から、補充的解釈についても、狭義の解釈によっても契約の内容を確定できない事項が残る場合は、その契約の当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるならば、それに従って契約を解釈しなければならないと定めるべきだと思う。狭義の解釈によっても契約内容が確定できない事項が残る場合は、任意法規や慣習によってその部分を補充するということが考えられるが、任意法規にしても慣習にしても、典型的な場面を想定したものであり、常に個々具体的な実際の契約に適合するわけではない。先ほど言ったように、そもそも契約というのは当事者が自らの法律関係を形成するために行うものだと考えると、そのような場合でも、その当事者が知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときには、正にそれを尊重することこそが契約の制度の趣旨にかなう。その意味では、このような補充的契約解釈の準則も含めて、むしろ契約制度の基本的な趣旨、考え方を表すものとして、そのような観点からも、民法に規定するのがふさわしいと思う」(52頁)。

中井発言 「弁護士実務をやっていて、当事者間できちんとした契約書を作成しないものが非常に多い。それで訴訟になっている。そこで出てくる書面は、極めて簡潔なもの、稚拙なものが多い。そこで書かれていることと当事者が合意したことが違う場合、当事者間の認識が齟齬する場合もあるが、そのときに経験的に裁判所はその書面の表示を非常に尊重する傾向にあり、私自身いかなものかと思う場合がある。本当の当事者の共通の意思を探求してください、という点で、今回の配布資料のフランス民法のところに、「合意においては、その文言の字義に拘泥するよりもむしろ、契約当事者の共通の意図がどのようなものであったかを探求しなければならない」とある。こういう、当事者の共通の意思に従って解釈すべきということを明らかにすることは重要ではないかと思う」(55頁)。

これらに対して、規定を設けることに消極的な意見として、次のようなものがあった。

村上発言 「契約の解釈に関する原則を定めるということについては、解釈に当たって検討すべき事柄を固定させてしまうと、ルールに明確な順序をつけるとか、そういうことにはならないようお願いしたい。解釈というのはいろいろなことを考えて行うものであるから、事案の特質に照らした柔軟な解釈をすることが困難になり、その結果適切とは言えない解釈を当事者に押し付けざるを得ないということにならないようにする必要がある。そのような観点から言うと、固定しすぎるといえるのはいかなものかと思う」(52頁)。

佐成発言 「経済界では、これらの準則については、このようなものもあり得るかも知れないけれども、こういう抽象的で一般的なものをあえて明文化する必要性が基本的には存在しないという意見が多数であり、これを条文化してくれという意見は一切なかった」(53頁)。

2. 第60回会議(平成24年10月23日)

第60回会議では、次の部会資料49をもとに審議が進められた。

(1) 部会資料49「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(21)」

1 契約の解釈に関する基本原則

(1) 契約は、当事者の共通の意思に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。

(2) 契約は、当事者の共通の意思がないときは、当該契約に関する一

切の事情を考慮して、その事情の下において当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるものとしてはどうか。

- (3) 上記 (1) 及び (2) によって契約内容を確定することができない場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならない旨の規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか (1 頁)。

(補足説明)

民法には契約の解釈についての規定は設けられていないが、契約の解釈が契約に基づく法律関係を解明する上で重要な役割を担っていることからすると、それがどのような考え方に従って行われるべきかが条文上明確でないのは望ましくない。これに対し、契約の解釈は、個別の契約ごとに個別の事情を考慮して、様々な手法のうち当該契約にとって適切なものを選択して行われるものであるから、契約解釈の基準について一律に規律を設けるのは困難であるとの指摘もある。しかし、契約の解釈は無原則に行われているわけではないと考えられるから、具体的な解釈指針についての細かな規定を設けるのはともかく、契約の解釈に関する基本的な考え方についてコンセンサスを得ることは可能であると思われる。そこで、本文では、契約解釈についての基本的な考え方として、本文 (1) から (3) までの原則を提示し、これらを明文化するかどうかという論点を取り上げている (2 頁)。

これ〔本文 (1)〕に対しては、契約内容が当事者の共通の意思に従って確定されるのは当然のことであり、改めて規定する必要はないとの指摘もある。しかし、一方で、契約の解釈は当事者の内心の意思を探求することではなく、表示の客観的な意味を明らかにすることであるとの見解も、かつては有力に主張されてきた。このような見解も一様ではないが、極端に言えば、当事者の意思が一致していたとしても、その表示が一般的には当事者の与えた意味と異なる意味で用いられている場合には、当事者の意思ではなく、表示の一般的に用いられている意味に基づいて契約を解釈すべきであるという考え方も成り立ち得る。このように、契約内容が当事者の共通の意思に従うという規律は、規定の必要性がないというほどに当然のものであるとは言えず、客観的な意味ではなく当事者の共通の意思に従って解釈されることを明らかにしておく必要があると考えられる (3 頁)。

本文 (2) は、当事者がした表示行為の意味内容を明らかにするといういわゆる狭義の契約解釈のうち、その表示の意味に関する当事者の意思が一致していない場合

契約の解釈と契約法理論 (1)

の解釈の原則を明らかにしようとするものである。通説的な見解によれば、当事者の表示が一致していた場合には、当事者の意思が異なっていた場合でも契約が成立するため、この場合に契約をどのように解釈するかが問題になる。当事者の意思が合致していない場合には、当事者の意思を基準とすることはできず、この場合には表示の客観的な意味に従って解釈することも考えられる。しかし、ここでも、当事者が契約をした趣旨や目的とは離れてその表示が一般的にどのような意味で理解されていたかを探求するのではなく、契約の趣旨・目的に沿って契約の内容を確定することが契約制度の趣旨に合致すると考えられる。そこで、本文(2)では、契約目的や当該契約に至る交渉の経緯などを踏まえ、その状況の下で、その表示をどのように理解するのが当該契約の当事者にとって合理的であったかを基準とすべきであるという考え方を提案している。このような考え方は、実務において一般に行われている契約解釈とも整合的であると考えられる。なお、この場合には、錯誤との関係も問題になる。当事者に錯誤があるかどうかの判断に当たっては、まず契約の解釈が先行し、これによって契約の意味を明らかにした上で、当事者に確定された意味に対応する意思があるかどうかを問題にすることになると考えられる(3頁)。

本文(3)について。本文(1)及び(2)によって契約内容を確定することができない場合には、慣習、任意規定、条理によって当事者間の法律関係を規律することになるとされているが、これらを直ちに適用するよりも、まず、当該契約に即した法律関係を形成することを考えるべきであるとして、契約内容を確定できない部分について当事者がそのことを知っていたらどのような合意をしたかを探求し、このような仮定的な意思が確定できる場合にはその内容に従って契約内容を確定すべきであるとの考え方があり。本文(3)は、このような考え方に基づく規定を設けることの当否を取り上げるものである。このような考え方は、契約内容の確定に当たって、慣習や任意規定の適用に先立って、それぞれの契約に即して当事者の意図をできる限り尊重するという原則を明らかにする点で意義があるとも考えられる。他方、契約時における当事者の仮定的意思を事後的に確定することは容易ではないとの批判が考えられる(34頁)⁽⁹⁾。

(9) なお、この部会資料49では、「契約の解釈に関する基本原則」として本文に掲げたテーマに併せて、「条項使用者不利の原則」についても検討テーマとして掲げられているが、本稿では、この後者に関しては紙幅の都合もあり、記述を割愛する。これに関して繰り広げられた議論も興味深いものではあるが、最終的には、同原則は中間試案には採り入れられなかった。

(2) 第60回会議議事の概要

佐成発言 「この〔部会資料に掲げられた〕考え方は意思というものを非常に前面に出しているが、実務では表示の客観的な意味に基づいてプラクティスを行っている。したがって、まず、表示の客観的解釈によるということは何らかの形で明示した上で、場合によって当事者の意思というのが考慮要素として現れるというようにしてもらわないと、実務の実際の契約解釈のプラクティスとは違ってくる。それから、(I)の共通の意思ということであるが、これは契約締結時の共通の意思なのか、それとも、表示の解釈自体に争いが生じた、そのような解釈時点での共通の意思なのかという点は、いずれも後になって思い返してからの処理になるため、微妙に異なり得るので、いずれなのかを明確にする必要があると思う。それから、実務では基本的に表示に基づいて判断しているが、解釈時点、紛争時点で両当事者が最終的にそれでいいよと言ったら、共通の意思であるかどうかということや、当初にあったかどうかということを一いち詮索するよりも、とにかくその時点で明示的に合意して、それで紛争解決したということにもなるわけであるから、実務的にはそれで必要十分であって、当初の共通意思を探求することを原則とする (I) は、そういう意味でも何か紛らわしいという感じもする。(中略) 実務は何といっても、表示の客観的意味を重視するので、仮に (I) のような規定を設けるとしても、表示の客観的意味の重要性をしっかりと規定に反映してほしい」(39-40頁)。

高須発言 「まず、Iの『基本原則』のところであるが、どのような表示がなされるか、端的に言えば、契約書にどう書いてあるか、これがまず最初の出発点になるというのは、私どもも仕事をしていて、もちろん、それを見て判断をするということであるから、そこはそのとおりだと思うが、ここで言われている契約の解釈に関する基本原則、つまり、解釈の必要性ということを考えてときに、何をよって立つ原則とすべきかということが結局、問われているのだと思う。そうすると、書かれている内容からまず表示から手掛かりとして内容を考えていくのは当たり前として、その場合の解釈の中には当事者の意思というものが大事だということを結局、ガイドランスするというか、そういう意味での基本原則が役に立つのではないか。我々も争いになった事件の相談を受けて、要するにお互いの意見が違う、契約書の読み方が違うという場面の中において、あなたは、一体、何をしようとしたのか、あるいは相手方との間でどういう話し合いをしたのかとい

うようなことを質問しながら、本来、この契約関係はこう理解すべきだという考え方を構築していくわけなので、解釈に関する基本原則という意味では、(1) (2) (3)、個別にはそれぞれ弁護士会も賛成とか、少し疑問とかもあるが、要するに意思というものを大事にするという考え方は、一つあってもいいのではないかと思う」(41頁)。

山野目発言 「1の(3)のほうであるが、この規定を設けることについて、どのような有用性があるか、仮定的意思を事後的に斟酌することの問題性という観点からの検討も必要であるし、理論的な面から見て、法律行為の内容が不確定な場合には、その法律行為は無効である、と従来において言われてきたこととの関係がどのように整理されるか、ということについても検討しなければならず、それこれを考えると1の(3)の規律を置くことが本当によいのかということについては疑問を感じる」(42頁)。

山本(敬)発言 「(3)については、想定しているのは、契約に欠缺がある場合であって、何もなければ任意規定、あるいは慣習があれば慣習によって、その部分が埋められるという場面である。ただ、任意規定や慣習は典型的な場面を想定しているものであって、当該契約の趣旨に必ずしも合致しないことがしばしばある。そのような場合に、契約の趣旨に従ってその部分を埋めるのが(3)の基にある考え方である。契約制度の趣旨は、当事者が自分たちの法律関係を自分たちによって形成するところにあるということからすると、当該契約の趣旨からその部分が埋められるのであれば、それによることが制度の趣旨から出てくるのではないかと思う。その意味では、(3)も当然のこととして規定すべきではないかと思う。これは、この書き方だけを見ていると、すぐ思い浮かばないのかもしれないが、現実には非常にしばしばやっていることである。当事者が特に何も定めていない。しかし、当該契約をした目的からすると、この部分はどうでないと、この目的を実現できない。あるいは、様々な契約条項を当事者自身が定めているときに、この契約条項そのものには当てはまらないけれども、その契約条項の趣旨からすると、いわば類推して、この場面についてはこれによるべきである。このような操作をするときは、全て(3)の適用としていることであると、(3)から見れば言える。(中略) 考えようによっては、契約に定めがなければ、任意規定や慣習がそのまま適用されるとされて終わる。そのような解釈もあるかもしれないが、そうした疑義は残すべきではない。特に今回の改正では、契約の趣旨を尊重するという

考え方に従って、様々な場面で提案が行われている。(3)は、それをサポートする非常に重要なルールだと思うので、必ず定めるべきではないかと思う」(44-45頁)。

沖野発言 「(3)が更に分かりにくいのは、補足説明の3ページの4のところ、場面として当事者が合意していなかった事項がある場合にどうかというのとは分かりやすいのだが、何らかの合意はあるけれども、合理的な解釈可能性が複数あるために、いずれを採用すべきかを確定することができない場合というのが挙げられており、何か合意はしているのだけれども、その意味が一体どちらなのかという場合というのは非常に分かりにくく、つまり、この場合は何らかの合意をしているのであるから、当事者はどういう合意をしたのかということをも正に確定するのが最初で、それでも決まらないときに当事者が合意していたとしたらどうだろうかを探るといふ、そういう発動の仕方は考えられないので、この場面を入れてくると、一体、これは何の準則なのかということが問題となってきて、その場面設定の説明においてやや疑義というか、混乱を生じるのではないかと思う。その場面をもう少し明確に説明すれば、より分かりやすいのではないだろうかと思う」(47頁)。

大村発言 「Iの(1)(2)(3)、このうち(3)については若干、留保したいところがあるが、全体として、この考え方でよいのではないかと思う。留保したい点というのは、補充的契約解釈をどの程度まで行うかということについては基本的な契約観によって考え方の分かれるところなのではないかと思う。資料の文言でいうと、『合意したと考えられる内容を確定することができる』と書かれているので、補充的な解釈によって確定することができない場合にまで、この方法を使おうというわけではないという了解の下に、(1)(2)(3)という考え方でいくということについては原則として同意する。その上で、ここからが沖野幹事に同調する点になるが、説明のほうを少し工夫ないし整理をしてもらって、誤解が生じないようにしてもらいたいことが望ましいのではないかと思う。(3)と(I)について述べるが、(3)について山野目幹事が言った契約内容を確定することができない場合と、法律行為の目的の確定性というものについて整理が必要なのではないかと思う。その点を整理して、契約内容の不確定により契約自体が成り立たないという場合ではないということをも前提にして、その先に補充をする場合が出てくる。逆に言えば、補充をするときには、

先ほど述べたように内容を確定することができることが前提になっている。この順序を説明の中に分かりやすく書いていただきたいというのが(3)についてである。

それから、(1)について佐成委員から最初に反対だという発言があったが、当事者の共通の意思があるときに、契約書の客観的な意味がそれと違っているという場合、恐らく佐成委員も、違っているほうの意味でやってほしいと考えてはいないだろうと思う。そういう場面を念頭に置いて、このルールが意味を持つということを書いたほうがよいと思う。これは高須幹事が言ったことであるが、契約書は決して軽視されているわけではなくて、契約書があるということはもちろん前提になるのだけれども、契約書に書かれていることの客観的意味と、当事者の共通の意思とがくい違うときに、当事者が予想していなかったような意味、客観的意味が契約内容とされてしまうことはない。そういうことなのだということが分かるように、説明を書いて欲しい」(47-48頁)。

山本(敬)発言 「(3)の規定の書き方がこれでよいかという点については、何人もの方から指摘があったが、ここで書かれていることがどのような意味を持つかという、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容とは、正にこの契約をしたこの当事者が、つまり、このような目的で契約をしたこの当事者が、あるいは、このような条項を定めたこの当事者がこの部分を定めていないことを知っていれば、きっとこう定めたであろう。当該条項からすると、これが類推されるときに、それを知っていれば、この当事者ならばこう定めたはずである。この目的で契約したのだから、この目的を実現するように、この部分をこう定めたはずである。こういったことを書き表そうとしたルールであり、基準であるということである。それが分かると、多少はイメージが湧きやすくなってくるのではないかと思うが、卒然と読むだけでは、すぐには理解できない可能性があるのかもしれないと思った。当たり前すぎると思わずぎていたのかもしれないが、その辺りは、説明を更に積み重ねて理解を得る努力をすべきではないかと思った」(48-49頁)。

中井発言 「山本敬三幹事ほか、研究者の皆さんの発言を聞いて、なるほど、そうかと私たちが日頃、やっていることの作業の確認であるなということ、改めてここで確認できたと思う。そういう意味で、弁護士会の意見もそうであるが、従来、民法にこういう解釈に関する基本原則の定め

がなかったが、これが整理できるのであれば、また、今、説明してもらった内容であれば、それを明文化することに賛成したいと思う。ただ、正直に言って、ここのゴチック体の文字は極めて分かりにくいと思う。後ろに比較法資料が付いているので、その関係で教えてもらいたいと思うし、若しくは条文化するに際して検討してもらうことなのかもしれないが、まず(1)の原則、当事者の共通の意思に従って解釈しなければならない。これは大原則であるが、フランス民法やDCFR、ヨーロッパ契約法原則は、洗練さはないのかもしれないが、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならないという前に、例えばヨーロッパ契約法原則であれば、「文字の字義と異なるときであっても」とか、フランス民法改正草案であれば、「条項の文言どおりの意味に基づいて言うよりもむしろ」とか、DCFR II-8:101であれば、「それが文言の言葉上の意味と異なる場合であっても」と、こういう言葉が付けられている。これは美しくはないが、非常に分かりやすいという意味で、工夫があればいいなと感じた。

また、(2)がヨーロッパ法との関係でどれとびったりマッチするのか、教えてもらいたいと思うが、例えばヨーロッパ契約法原則の5:101条の(3)「契約は、両当事者と同種の合理的な者であれば同じ状況の下で与えられるであろう意味に従って解釈されなければならない」、この意味だとすれば、ここでは両当事者と同種の合理的な者がそのような状況の中で考えたものという規定ぶりになっているけれども、先ほどから、山本敬三幹事の発言などを聞いていると、同じ契約をした当事者その者がその場で合理的に考えると言っているように思う。ここで書いている両当事者と同種の合理的な者、同じレベルでの平均的な発想が、ここには交じり込んでいるのかなという気がするが、そこは余り細かな話過ぎるのかもしれないけれども、違うのか、同じなのか。この条項が、ヨーロッパ法を表現しているものなのか、例えばフランス民法のテレ草案の136条2項、当事者の共通の意図を見付け出すことができないとき、契約は、同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味に基づいて解釈される。この表現と理解したらいいのか、この辺りを教えていただきたい(49頁)。

山本(敬)発言 「まず、(2)の規定の現在の提案が、ヨーロッパ契約法原則の5:101の(3)と似ているようで、少し違うのではないかという指摘だったと思うが、私は、似ている部分があるけれども、違うという指摘は全くそのとおりでと思う。当該当事者を基準にするのか、それとも、

そうではなくて同種の合理人を基準にするのかということが、この解釈に関する争いのポイントの一つであり、部会資料で提案されているのは、当該当事者を出発点とすべきであるという考え方である。これは、(1)や(3)と共通した考え方に基づくものである。ただ、当該当事者を出発点とするのだけれども、当該当事者の主観をそのまま基準として採用するのかというと、そうではなく、当該当事者から見て、しかし、合理的にどう解釈すべきだったのかという基準を入れる点では、かなり共通している。しかし、出発点としては、平均人あるいは合理人からスタートするのではなく、飽くまでも当該当事者から出発すべきであるという考え方によるものと理解すべきだと思う。

(3)については、指摘されていたのはユニドロワ原則で、その第4.8に、欠缺とその補充という規定がある⁽¹⁰⁾。そのうち、〔同原則〕(2)で、補充のときに何を考慮するかというところで、当事者の意思や契約の性質、目的が入っているのが、先ほどの(3)の提案に対応している部分ではないかと思う。ただ、ユニドロワ原則の第4.8は、それだけでなく、(2)の(c)や(d)が挙がっているところからすると、客観的な基準による補充も併せてここに入っていると読むことができそうである。その中で、当該契約の趣旨に照らしてという基準を切り出しているのが、(3)の提案の特徴だと思う。

補充的解釈について、これを契約制度の趣旨から認め、判例・通説を含めて広範に展開しているのは、むしろドイツ法である。ただ、ドイツ民法

(10) ユニドロワ原則第4.8条(条項の欠缺とその補充)

- (1) 契約の当事者が、双方の権利義務の確定にとって重要な条項について合意していないときは、当該状況のもとで適切な補充がなされなければならない。
- (2) 何が適切な条項であるかを判断するにあたっては、他の要素とともに以下の各号に定める要素が考慮されなければならない。
 - (a) 当事者の意思
 - (b) 契約の性質および目的
 - (c) 信義誠実および公正取引
 - (d) 合理性

なお、同原則第4.8条の翻訳については、審議会資料の中に見つけられなかったので、内田貴ほか訳『ユニドロワ国際商事契約原則2010』(商事法務、2013年)99-100頁によった。

にそのような補充的解釈を直接定めた規定はない。あるのは157条という総則の規定であるが、それによると、契約の解釈について、取引慣行を考慮し信義誠実に従って解釈しなければならないと定められている。では、信義誠実に従ってどう解釈しなければならないかという点について、契約制度の趣旨に照らして解釈するという考え方が判例・学説によって展開されてきて、現在、ほぼ確立していると考えられる。もちろん、ドイツでも、学説レベルでは細部について対立があるが、(3)の提案は、そのほぼ通説的なあるいは判例に従った考え方におおむね対応した提案になっているというのが、比較法的に見たときの位置づけである。しかし、その点は差し当たり置くとして、最初にも述べたように、契約の制度の趣旨からすると、おのずと出てくることが提案されていると私は理解している」(50頁)。

岡崎発言 「『契約の解釈に関する基本原則』に関してであるが、契約の解釈として当事者の表示行為の意味内容が問題になる事件について、従来の裁判実務がどのようなアプローチをしてきたかを振り返ってみると、まずは当事者の意思からアプローチするというよりは、表示行為の客観的な意味からアプローチする場合が多かったのではないかと思う。裁判になるような事件では、当事者の表示行為の意味内容が明確でない場合が多いわけであるが、まずは、認定が比較的容易な表示行為の客観的な意味からアプローチして、当事者の内心の意思がそこから逸脱していたときには、別途、錯誤や虚偽表示という形で、いわば契約の成立の問題から切り離して外出しにして、改めて主張立証をしてもらって、その上で処理をしてきたのではないかと思う。中間論点整理に対する裁判所のパブコメの結果を見ても、今回の(1)から(3)の提案内容に対しては、懸念を表明する意見が多数を占めていて、これは、当事者の意思が前面に出過ぎることに対する漠然とした不安感の表れなのではないかと思う。先ほど来、山本敬三幹事や大村幹事から、非常に説得力のある話があり、その点はその点として理解できるが、こういう規定が今までの裁判実務に修正を加えることになるのかどうかについて、不安感がある。

例えば、ある不動産を100万ドルで売買するという契約書が存在しているけれども、売主も買主も100万円で売買するつもりだったというケースを想定すると、今回の提案を踏まえると、100万円の売買契約が成立したということになりそうである。その場合、契約書の存在を認識して、売主の債権者が売買代金の差押えを掛けたときに、つまり、善意の第三者が入っ

てきた場合に、差押債権者に不測の損害が生ずることはないのかという問題が考えられる。

あるいは虚偽表示の意味が従来解釈とは変わってくるのではないかと思う。従来だと、仮装した合意があり、その裏に真の合意があるという二段構えで考えられていたけれども、今回の (I) の提案を踏まえた場合には、仮装した合意は考えなくてもよく、真の合意について意思が一致しているわけであるから、それだけを考えればよくなるのではないかと思う。その場合、裁判の実務の中で、例えば、売主が代金を 200 万円とする仮装の契約書に基づいて、請求原因として 200 万円の売買代金を請求したときに、実はそれは仮装であって本当の代金は 100 万円だったという場合、買主は、従来は虚偽表示を抗弁として主張してきたけれども、今後は、積極否認をして 200 万円の売買契約を否認して、代金は 100 万円であったと主張するという形で、請求原因レベルで勝負をしていくことになるのではないかと思う。今後はそうしていくというのであれば、それはそれで構わないのかもしれないが、第三者が出てきたとき、例えば 200 万円の売買代金を差し押さえた差押債権者が出てきたときに、その保護はどうなるのか。現在であれば、考えられるのは、94 条 2 項の適用であるが、同項は、意思表示の無効について善意かどうかを問題にしているところ、今回の提案を踏まえた場合には、意思表示の無効が出てこないことになるので、94 条 2 項を適用することができるのかが今一つよく理解できない。こういった点が先ほど述べたような漠然とした不安感につながって、それで、消極的な意見が強くなっていると思う」(51-52 頁)。

高須発言 「今、虚偽表示の話が出たが、この場合の当事者の共通の意思というのと、意思の欠缺のところの問題になる、いわゆる内心的効果意思の一致というのは、また、別次元のような気がする。そういう意味では、当事者で通謀して虚偽表示をするという場合の共通の意思の解釈というのは、それなりにできるのではないかと思うので、このような規定を置いたときに虚偽表示との関係で、必ずしもより何か難しい話になるのではないような気がする。結局、そういうふうに通共の意思に従って解釈するという解釈準則のようなものがあつたときに、それを使ってどう運用するかというのは正に裁判所の腕の見せ所なわけであるから、それほど心配しないで、むしろ、職責を十分に発揮してもらえればいいのではないかと思う」(52-53 頁)。

中井発言 「弁護士会もかねてから、契約の合意を尊重するという基本的な考え方に対して、常に裸の合意に対する危惧がある。契約の解釈に当たって、契約当事者の真意を探求し、それが第一の基準になるということについて否定するつもりは全くないが、その真意の探求に当たって当然、任意規定であったり、慣習であったり、若しくは取引慣行、社会通念、そういうものが考慮されるだろうと理解している」(53頁)。

山本(敬)発言 「例えばこの提案の(1)で、共通の意思に従ってという場合には、もちろん、共通の意思をどのように確定するかということが次の問題であるが、先ほどの話でいうと、合理人ではないと思う。この契約をしたこの当事者をスタート地点に置かないと、この解釈準則の存在意義を説明できない。(中略)純粹に主観的な意思の確定ではない部分を取り分け(2)(3)については含まれている。(1)についても、一体、何が当事者の共通の意思だったのかということ、民法に明文で定められないとしても、様々に考えられる経験則その他のルールに照らして判断することは避けられない。というより、それはもう当たり前のことであるので、そこで、考え方によっては、一定の評価的な判断が行われていると言いたい人は言うかもしれない。しかし、飽くまでも思想としては、当該契約をした当事者がスタートであり、その当該当事者が何を意図していたかということが、(1)においては、探究されるべき問いとして置かれなければならないということだと思う」(53-54頁)。

鎌田発言 「(1)は大原則、抽象的、一般的原則の宣言とも見えるし、条項の文字が書かれているけれども、両当事者は通俗的な意味と違う意味で定めたときには、共通の意思のほうを採りなさいよという、大原則の発現形態でしかないのだけれども、そちらのほうを当面は念頭に置いているようなものとして考えているのか、読み方によってかなり大きな差になってくる。(2)も、この表現だけでいくと非常に幅広い、いろいろな場面に適用されるような条項にも読めるし、補足説明を読んでいくと、ある限られた場面を念頭に置いた規定のようにも読める。ここで重要なのは多分、当事者の意思を中心に解釈する。そして、抽象的合理人ではなくて具体的な当事者だということを宣言する。ここは立場としては両方あり得て、抽象的合理人の理解に従って解釈すべきだという立場と、そこは具体的な契約当事者を中心にした解釈をするという立場がある。この後者を採るという原則を宣言するということだろうと思う」(54頁)。

三上発言 「ここに書いてある原則はもっともで、民法は大陸法系からきている意思主義であるから、原則まで動かすつもりはないのは私も共通であるけれども、契約実務的には欧米的な考え方も出てきているし、イギリス法は文言をそのとおりに解釈する、そういう厳格さがあるからこそ、金融取引ではイギリス法が準拠法になるのであり、米国でエンタイア・アグリーメントとかウエーバークローズを使う契約が発達しているのは、それ以外にどんな参考資料を後から持ってきてても、契約書に書いてある内容以外のことは駄目ですという契約の仕方でないといビジネスが円滑化しないからである。そういう現実を捨象して、フランス法ではどうか、ユニドロワではどう、だから、民法もこうでは、なかなか、契約の世界で生きている人間は不安が払拭し切れない。リライトするに当たっては、書面で交わした文言があるときには、それは尊重されるという原則を忘れないでいただきたいと思う」(56頁)。

3. 第69回会議(平成25年2月12日)

第69回会議は、以下のような部会資料57に基づいて審議がなされた。

(1) 部会資料57「民法(債権関係)の改正に関する中間試案のたたき台(5)(概要付き)」

第16 契約の解釈

- 1 契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、当事者が理解した意味に従って解釈しなければならないものとする。
- 2 契約の内容について当事者が異なる理解をしていたときは、表示の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする。
- 3 上記1及び2によって契約内容を確定することができない場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする。

(注) 契約の解釈に関する規定を設けるべきでないという考え方がある。また、上記3のような規定は設けるべきでないという考え方がある(54頁)。

「(概要)」として、次のような記述がある。

本文3は、本文1及び2によっても契約内容を確定することができない場合における契約解釈（いわゆる補充的解釈）の基準を取り上げるものである。補充的解釈が必要な場合として、例えば、当事者が合意していなかった事項について紛争が生じた場合が考えられる。これらの場合にも、慣習、任意規定、条項など、一般的な場面を想定して設けられたルールを直ちに適用するよりも、まず、当該契約に即した法律関係を形成することを考えることが契約制度の趣旨に合致することから、本文3は、このような考え方に従って規定を設けることとしている（55頁）。

以上に対し、契約の解釈に関する規定は解釈の硬直化を招くとして、設けるべきではないとの考え方があるほか、本文3は必ずしも確立されたものではないとして、本文3のような規定のみを設けるべきでないとの考え方があり、これらの考え方を注記している（55頁）。

また、「(備考)」として、次のような記述がある。

1 契約の成立との関係

契約の解釈は、契約が成立したことを前提としてその内容を確定するために行われる⁽¹¹⁾作業であり、契約の成否は、契約解釈に先立つ作業として独立して行われることになる。そして、一般的な考え方によれば、契約の成否は意思表示の合致の有無によって判断されるから、意思表示が表示のレベルで合致しており契約は成立したと判断される場合であっても、その表示の通常の意味と当事者の双方又は一方の意思とが合致していない場合や、当事者の意思が相互に合致していないということもあり得る。契約の解釈はこのような場面で問題になる（55頁）。

本文1は、特に、当事者の内心の意思が合致しているが、その内容が一般的に理解されている当該表示の意味とは異なる場合に問題になり、当該表示の一般的な意味にかかわらず、当事者の意思内容によって契約を解釈するという立場を明らかにするものである。もっとも、これは、当事者の一致した意思の内容を認定することができる場合の帰結であり、その認定に当たって、最良の証拠である契約書等の客観的な意味を踏まえることを否定するものではなく、また、表示の一般的な意味と異なる意味で当事者の意思が一致していると認定できる場面は実際それほど多くはないと考えられる（55頁）。

本文2は、当事者の内心の意思が合致していない場合に関するものであるが、内心の意思が合致していなくても意思表示が合致している場合には一応契約が成立し

(11) 下線は北山による。次も同じ。第69回会議において山本（敬）委員が問題ありと指摘している記述である。

契約の解釈と契約法理論 (1)

たとえられるから、その契約の内容をどのように解釈するかが問題になるため、その解釈の基準を明らかにしようとするものである。本文2は、当事者の立場に立つて、その表示の意味をどのように解するのが合理的であるかを問う立場であるが、どのような意味に解するのが合理的であるかを確定することができない場合には、一般的な考え方によれば、そもそも意思表示が合致しているとは言えず、契約は成立していないと判断されることになると思われる(55-56頁)。

本文3は、典型的には、当事者が合意していなかった事項について紛争が生じた場合に、合意されていない事項をどのように補充するかという形で問題となる。契約の重要な部分が合意されておらず、意思表示の合致がある部分のみでは契約内容を確定することができない場合には、そもそも契約の成立に必要な意思表示の合致があるとは言えず、契約は成立していないと判断されることになると思われるが、契約を成立させるだけの意思表示の合致はあるが、付随的な事項等については合意がされておらず、事後的にその事項について紛争が生じた場合には、その事項についてどのように契約を補充するかが問題になり、このような場合に本文3が適用されることになる(56頁)。

(2) 第69回会議議事の概要

山本(敬)発言 「54ページの(概要)を見ると、『契約の解釈は、契約が成立したことを前提として、その内容を確定するために行われる』という理解に基づいて全体が書かれているようである。しかし、契約が成立したかどうかは、その契約がどのような意味を持つかということ抜きにして判断できないのではないかと思う。内容が明らかでないのに契約が成立したという判断ができないのではないかということである。(中略)特に顕著なのが、(備考)欄の『契約の成立との関係』であり、ここでは2行目で、『契約の成否は、契約解釈に先立つ作業として独立して行われる』とされて、『契約の成否は意思表示の合致の有無によって判断される』とされている。しかし、意思表示が合致したかどうかは、意思表示の意味が明らかにされないと判断できない。表示の文言が合致していても、契約は成立していない。成立したと言えるのは、意思表示の意味が明らかにされて、それが合致しているときである。要するに、言いたいことは、契約の成否の判断と契約解釈の判断は、離れて行うことはできないということである」(25頁)。

内田発言 「大変難しい問題なので、学界で異論の出ない内容で表現するというのは非常に困難な作業のように思うが、日本では、契約の成否が

争われることが少なくとも英米などに比べると少なく、成立した契約の解釈の問題として裁判が行われることが多いように思う。そのときは、厳格に当事者双方の意思が合致していたかどうかということをもくまで追求した上で契約の成否を判断しているというよりは、こういう内容でいきましようという方が言い、相手がそれでいいと言ったということで、一応表示について客観的には合意が成立しているように見えるけれども、その個々の契約条項の意味について、あるいは合意内容の意味について当事者間に齟齬があるというときに、成否を争うというよりは、成立した契約の解釈の問題として処理していることが多いのではないかと私個人としては理解している。そういう立場からすると、1も2も成立した契約の解釈の問題と理解することができるのではないかと思う。ただ、その点についてどこまで詰めて表現すべきかについては、今、山本敬三幹事から指摘のとおり非常に難しい問題があるので、できれば余り一方の立場にコミットしない形で書ければいいのではないかと思うが、今のように言われるとやはり特定の立場になるので、一定の立場にコミットしない書き方について何か知恵をお借りできればと思う」(26頁)。

山本(敬)発言 「とりわけ錯誤の問題になるようなケースであるが、契約の本体部分についてそもそも意思表示が一致しているかどうか争いになる、あるいは意思表示は一致しているとしても、それに対応した意思が欠けているかどうか争いになるケースもある。正にそのような場合に、1と2が重要な意味を持つてくるのではないかと思う。そのような場合でこそ意味を持つというよりは、そのような場合でも意味を持つという方が正確かもしれない。意思表示の一致があったことを確定するためには、やはり意思表示の意味を確定しないと行けない。それを抜きにして意思表示は合致している、あとはその解釈の問題だと簡単には言えないのではないかというのが先ほどの説明である」(26頁)。

大村発言 「山本さんが言っていることには一定の幅があると思うが、一番コアの部分というのは、契約の効力を争う段階での解釈とは別に解釈ということが問題になるということはあるはずである。そのことがここからは捨象されているということなのではないかと思う。その点について、内田さんはそれは実際には余り争われることはないと言ったのだと思う。しかし、やはりそういうことはある。ここでは、そういうレベルでの解釈を規定しているわけではなくて、契約が成立しているということを踏まえ

て、履行段階でその意味内容が問題になったときの契約解釈準則なのだと
いうことを分かるように説明してもらおうということ为先に進むというのが
よいのではないかと思う。契約の解釈あるいは意思表示と契約の関係をど
う考えるのかということについて、ここにいる全員が納得する形で説明を
書くというのは極めて困難なことだと思うので、皆さんがそれで許容でき
るという形で収めるためには、契約の成立段階では解釈ということはおよ
そ問題にならないという説明だけはやめてもらおうということなのではない
かと思う」(26-27頁)。

沖野発言 「『契約の解釈』のところであるが、今、指摘が様々あった
ように、また、この問題自体は言われた本体部分というか、成否を左右す
るような事項の場合と、それ以外の事項の場合、それから、解釈の対象が
意思表示の解釈なのか、契約の解釈なのかといった問題に絡み、かつ、こ
こに書かれているような成立、解釈、錯誤というのをどう考えるかという
問題に絡んで、そう一枚岩ではないのではないかと思われるところでもあ
り、それを丁寧に書くというのはなかなか難しいと思われる。(中略)成
立と解釈がおよそ独立の作業かという、それはやはりそうではなく、第
16の2の結果、意味を確定できない場合はどうなるかという、その対
象が成否に関わるような事項であれば不成立というような帰結もあり得る
ので、一定の関連づけはあるということで、余り独立した作業である、そ
れが当然の前提で、成立があって解釈があって錯誤というようなことにし
か進まないということではないのだという含みが出ればよいのではない
か」(28頁)。

筒井発言 「現状認識としては、私は、契約の解釈に関する規定が最終
的に残るかどうかにしても、それほど樂觀視はしていない。中間論点整
理の頃から実務界において強い懸念の声があるということは、前提として
十分に踏まえておく必要があるのではないかと思う。それには、誤解に基
づく意見も少なくないと思うが、そうであるからこそ、誤解を解いていく
努力、その趣旨を適切に伝えていく努力というのが必要であろうと思う。
今回の部会資料の(概要)欄や(備考)欄でいろいろ書いたのはそういう
試みの一つで、大村幹事からもその旨の解説を頂いたけれども、その試み
を継続する方向で、本日の頂いた意見を踏まえて手直しをしてみたいと思
う。いずれにしても、規定を設けることの意味を分かりやすく伝える工夫
をしていかないと、この論点は全体が落ちることになりかねないというこ

とを十分自覚して議論を進めていく必要があると私は考えている」(29-30頁)。

内田発言 「もう事務局の応答が終わってから余計なことを言って恐縮であるが、この(概要)とか(備考)というのは随分苦勞して書かれたもので、しかし、それでもやはり誤解を生んでいるように思う。ここに書かれているのは、表示さえ一致していれば契約は成立する、あとは契約の解釈の問題だ、などということでは全くないわけで、契約の解釈の前に契約の成否を巡って意思表示の解釈の問題があるということとを当然の前提とした上で、仮に表示が一致しているという場面で契約の成立が認められたとしても、契約の解釈が問題になって、こういうルールが適用されるということ趣旨としては書いていると私は理解している。それでも駄目だと言われるかもしれないが、ただ、何も書かないと、契約成立との関係はどうなっているのだという指摘が必ず出てくると思うので、一つの考え方としてこういう内容が書かれているということである。成立の段階が、解釈が問題になる重要なレベルであるというのは全くそのとおりで、それを軽視するという趣旨ではない。ただ、いろいろと指摘は頂いたので、成立との関係の記述を全部落とすのがいいのかどうかは分からないが、なるべく異論を受けないような、しかしなぜこの規定を置くのかという趣旨が分かるような解説を更に工夫してもらいたいと思う」(30頁)。

4. 中間試案

平成25年2月26日に開催された第71回会議において、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」という)が決定された。そして、平成25年4月16日から6月17日までの期間に、これについてのパブリック・コメントの手続がとられた。以下では、中間試案の内容を、必要な部分を抜粋するかたちで示しておく⁽¹²⁾。

第29 契約の解釈

- 1 契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならないものとする。
- 2 契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、

(12) 以下の中間試案の記述は、商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明』(商事法務、2013年)の記述とそのページ番号による。

契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする。

- 3 上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする。

(注) 契約の解釈に関する規定を設けないという考え方がある。また、上記3のような規定のみを設けないという考え方がある (359頁)。

(概要)

契約をめぐる紛争には契約の解釈によって解決が図られるものが少なくないが、民法には契約の解釈に関する規定が設けられていない。本文1から3までは、契約の解釈という作業の重要性に鑑み、これに関する基本的な原則を新たに規定するものである。

本文1は、契約の内容についての理解が当事者間で共通している場合における契約解釈の原則を定めるものである。これは、典型的には、契約書の記載や口頭での会話における表現について、当事者がそれを同一の意味で理解している場合であるが、このような場合には、その表現が一般にどのような意味で理解されているにかかわらず、当事者の理解する意味に従って解釈しなければならないものとしてあり、契約解釈に関する最も基本的な原則を明文化するものである。

本文2は、契約の内容について本文1にいう当事者の共通の理解があるとは言えない場合における解釈の原則を定めるものである。「当事者の共通の理解が明らかでない場合」には、当事者が契約内容を共通の意味で理解していたかどうかは明らかでない場合のほか、当事者が契約内容について異なる理解をしていた場合も含まれる。このような場合には、当事者が契約の締結に当たって用いた契約書の記載や口頭での会話における表現が通常どのように理解されているかが重要な考慮要素となるが、これにそのまま従うのではなく、当該契約の個別の事情を踏まえて、当事者がその表示をどのように理解するのが合理的かを基準とすることとしている。

本文3は、本文1及び2によっても契約内容を確定することができない事項が残るが、契約の成立自体は認められる場合における契約解釈(いわゆる補充的解釈)の基準を取り上げるものである。その契約にとって本質的に重要な事項についてその内容を確定することができないときは、そもそも契約の成立が認められない。こ

れに対し、その内容を確定することができない事項があるが、契約の成立自体は認められるときは、その内容を補充することが必要になる。補充が問題になる場合として、典型的には、例えば、当事者が合意していなかった付随的な事項について紛争が生じた場合が考えられる。これらの場合にも、慣習、任意規定、条項など、一般的な場面を想定して設けられたルールを直ちに適用するよりも、まず、当該契約に即した法律関係を形成することを考えることが契約制度の趣旨に合致するという考え方に従い、本文3は、契約内容を確定することができない事項があることを当事者が知り、その事項について合意をするとすればどのような合意をすると考えられるかを確定することができるのであれば、その合意の内容に従って契約を解釈するという規定を設けることとしている。

以上に対し、契約の解釈に関する規定は解釈の硬直化を招き、事案ごとの個別の解釈に委ねるのが相当である等として、設けるべきではないとの考え方があるほか、本文3は必ずしも確立されたものではないとして、本文3のような規定のみを設けるべきでないとの考え方があり、これらの考え方を（注）で取り上げている（以上359-360頁）。

（補足説明）

2 (2) 契約の解釈は当事者の内心の意思を探求することではなく、契約書の記載や口頭の会話において用いられた表現の客観的な意味を明らかにすることであるとの見解もあり、これを前提に、当事者がどのようにその表示を理解していたかよりも、社会通念上一般的にその表現がどのような意味で理解されているかを重視して契約を解釈するという立場もある。しかし、当事者の理解が一致しているにもかかわらず、これと異なる意味で契約を解釈することは、当事者が自分に関する法律関係を自由に形成できるという原則からしても相当でないと考えられる。本文1は、当事者の意思を離れた客観的な意味に従って解釈するという立場とは異なる立場を明示的に採るものである（360-361頁）。

もっとも、これは契約書の記載等の表現の客観的な意味は契約解釈において重視されないということの意味するものではない。契約当事者は、言葉の通常の意味に従って契約内容を表現し、これが一致することによって契約が成立するのが一般的であるから、契約書の記載その他の表現の客観的な意味は、当事者の共通の理解を明らかにする上での考慮要素として最も重要なものであると言える。本文1は契約書の記載等のこのような重要性を否定するものではないが、表現の客観的な意味とは異なる意味で当事者が理解していたことを認定することができるときにまで、その客観的な意味に従って解釈すべきではない。このように、表現の客観的な意味の重

契約の解釈と契約法理論 (1)

要性は否定されないが、それ自体が契約解釈の基準となるのではなく、飽くまでそれを通じて確定される当事者の共通の理解に従って契約解釈されるべきであると考えられる。本文1はこのような考え方に従うものである (361頁)。

3 通常の当事者であれば言葉の通常の意味で表現を理解するから、当事者が契約の締結に当たって用いた契約書の記載や口頭での会話における表現が通常どのように理解されているかは、ここでも、当該当事者が合理的に考えたときにどのように理解するのかを確定する上で最も重要な考慮要素となる。したがって、本文2の考え方が当該当事者を基準とするからと言って、用いられた表現の通常理解されている意味が軽視されるわけではない。ただ、これにそのまま従うのではなく、上記で挙げた当該契約の個別の事情を考慮して、何が当事者にとっての合理的な理解であるかを検討するというのが本文2の考え方である (362頁)。

なお、契約書で用いられた表現の意味について当事者の理解が異なっている場合には、いずれかの当事者に錯誤があることになる。当事者に錯誤があるかどうかの判断に当たっては、まず契約の解釈が先行し、これによって契約の意味を明らかにした上で、当事者に確定された意味に対応する意思があるかどうかを問題にすることになると考えられる。契約の解釈の結果確定されたその表現の解釈によって契約内容が明らかにされるが、これに対応する意思が当事者に欠けている場合には、これが要素の錯誤に該当するときは契約は無効 (前記第3、3の考え方によると、取消可能) となる。他方、要素の錯誤に該当しないときは契約は確定的に有効であり、契約解釈によって確定された意味内容に従って法律関係が形成されることになる (363頁)。

4 (3) 本文3の考え方については、当事者の仮定的な意思を事後的に認定することが実務的に困難であるとの指摘、法律行為の内容が不確定な場合にはその法律行為は無効であるという原則との関係も十分に整理する必要があるとの指摘、当事者の仮定的意思に従って解釈するという考え方が実務的にも学説上も確立したものとして受け入れられている訳ではないとの指摘などがある。これらの問題意識から、本文1及び2のような規律を設けることには賛成する立場からも、本文3の規律については慎重な検討を求める意見がある。この考え方を (注) の第2文で取り上げている (364頁)。

5 本文1から3までのような規律を設けることに対しては、そもそも契約解釈に関する規律を設けるべきではないという考え方がある。まず、契約の解釈に関する規律を設けると個々の事案に応じて柔軟にされるべき契約解釈という作業の硬直化を招くことになるから、事案ごとの個別の解釈に委ねるのが相当であるという指摘

がある。また、契約解釈という作業が事実認定の問題か法律問題かについても考え方が分かれているなどその法的な性質は必ずしも明確になっておらず、民事実体法に置かれるべき法規範としてなじむかどうかにも疑問があるという指摘がある。以上のような指摘を踏まえて、契約解釈に関する規定を設けないという考え方を（注）の第1文で取り上げている（364頁）。

〔未完〕